

先端科学・イノベーション推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの博士研究員雇用に係る取扱要領

先端科学・イノベーション推進機構施設委員会決定 平成 25 年 11 月 6 日  
一部改正 平成 26 年 10 月 3 日

1. 先端科学・イノベーション推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「VBL」という。）の博士研究員の採用は、国立大学法人金沢大学非常勤職員採用規程に基づき行う。
2. VBLの博士研究員は、1プロジェクトにつき1名までとする。
3. 雇用期間は原則当該年度限りとし、年度単位で審査のうえ2回まで延長できるものとする。雇用期間延長にあたっての判断基準（別紙5）は公募時に提示するものとする。ただし、雇用期間満了前にプロジェクトの終了日が到来する場合はその日までとする。
4. VBLの博士研究員の新規雇用にあたっては、応募者は次に掲げる書類をVBL長へ提出する。
  - (1) 博士研究員応募に関する調書（応募者作成）（別紙1）
  - (2) 履歴書
  - (3) 研究業績リスト
  - (4) 博士研究員推薦書（プロジェクト責任者作成）（別紙2）
5. 先端科学・イノベーション推進機構施設委員会（以下「施設委員会」という。）は、前項の各書類を基に協議し、先端科学・イノベーション推進機構長（以下「機構長」という。）に対して、雇用の可否についての意見を具申する。機構長は、施設委員会の意見を聴き、雇用の可否について決定する。
6. VBLの博士研究員の雇用期間の延長にあたっては、当該博士研究員は次に掲げる書類を9月末日までにVBL長へ提出する。
  - (1) 博士研究員雇用期間延長申請書（博士研究員作成）（別紙3）
  - (2) 博士研究員雇用期間延長推薦書（プロジェクト責任者作成）（別紙4）
7. 施設委員会は、前項の申請書及び推薦書を博士研究員の雇用期間延長に係る判断基準（別紙5）に基づき協議し、機構長に対して雇用延長の可否についての意見を具申する。機構長は、施設委員会の意見を聴き、雇用延長の可否について決定する。